

三重県立一志病院のあり方に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 一志病院の将来のあるべき姿について検討を行うことを目的として、三重県立一志病院のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会の委員は、健康福祉部医療対策局長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、医療法第30条の4第2項第7号で定める地域医療構想との整合性を勘案しつつ、一志病院における地域医療に係るこれまでの取組の成果と課題を検証の上、今後の同病院のあり方について検討する。

(役員)

第4条 検討会に会長1名を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、三重県健康福祉部医療対策局医務国保課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

(附則)

第8条 この要綱は、平成27年9月17日から施行する。